

写

薬生薬審発 0824 第 3 号
平成 28 年 8 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様の取扱いについて」の一部改正について

新医薬品の製造販売承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の電子化仕様については、「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様の取扱いについて」（平成 16 年 5 月 27 日付け薬食審査発第 0527004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「課長通知」という。）により通知しています。今般、承認申請時の電子データ提出をより円滑に進めるため、課長通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴管内関係業者に対し周知方お願いします。

なお、参考として改正後の課長通知別紙 1 を添付いたします。

記

1 改正事項

別紙 1 を別添の新旧対照表のとおり改正する。

2 適用対象

「医薬品の承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食発 1121 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知）の別表 2-（1）に掲げる(1)から(7)まで、(9)及び(9 の 2)の医療用医薬品のうち、電子データを添付して製造販売承認申請又は製造販売承認事項一部変更承認申請を行う品目とする。

受	平	28.8.26
第		号
大阪府		

3 適用期日

本改正による取扱いは、平成 28 年 10 月 1 日以降に行われる上記医薬品の承認申請について適用すること。

別添

別紙1 電子化コモン・テクニカル・ドキュメントの作成要領についての新旧対照表

改正後	改正前
5.1.1 トップレベル・フォルダ名 申請者は、審査当局からあらかじめ発行されるeCTD受付番号をトップレベル・フォルダ名とすること。なおeCTD受付番号は企業側の申請予定日 <u>5</u> 週間前より、番号取得のための申請を行い、eCTD受付番号発番の手続きを行うこと。この手続きに関しては別途連絡する。	5.1.1 トップレベル・フォルダ名 申請者は、審査当局からあらかじめ発行されるeCTD受付番号をトップレベル・フォルダ名とすること。なおeCTD受付番号は企業側の申請予定日 <u>3</u> 週間前より、番号取得のための申請を行い、eCTD受付番号発番の手続きを行うこと。この手続きに関しては別途連絡する。

参考

別紙1

(平成28年8月24日付け薬生薬審発0824第3号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査
管理課長通知により下線部を改正。平成28年8月29日以後適用。)

電子化コモン・テクニカル・ドキュメントの作成要領について

目 次

1.	目的	- 1 -
2.	全般的事項	- 1 -
2.1	eCTD とする場合の要件	- 1 -
2.2	eCTD に含めるべき構成要素 参照箇所：eCTD 通知 付録 2	- 1 -
2.2.1	スタイルシート	- 1 -
2.2.2	プラグインソフト	- 2 -
2.2.3	動作確認	- 2 -
3.	地域固有の情報について 参照箇所：eCTD 通知 付録 5	- 2 -
3.1	第 1 部の構成	- 2 -
3.2	eCTD 用カーバーレター	- 2 -
4.	リーフファイルの作成に関する事項	- 3 -
4.1	ファイルサイズ	- 3 -
4.2	フォント 参照箇所：eCTD 通知 付録 7	- 3 -
4.2.1	推奨日本語フォント	- 3 -
4.2.2	本文のフォントサイズ	- 3 -
4.2.3	フォントの色	- 3 -
4.3	ブックマーク（しおり）	- 3 -
4.4	ハイパーテキストリンク	- 4 -
4.5	スキャン文書の解像度	- 4 -
4.6	ファイルの種類	- 4 -
4.7	日本固有のリーフファイルについて	- 4 -
4.7.1	症例一覧表	- 4 -
4.7.2	添付資料一覧	- 4 -
4.7.3	承認申請書（写）	- 5 -
4.7.4	過去に作成された資料の取扱い	- 5 -
5.	フォルダ作成に関する事項	- 5 -
5.1	基本フォルダ構造 参照箇所：eCTD 通知 付録 2、4、6	- 5 -
5.1.1	トップレベル・フォルダ名 参照箇所：eCTD 通知 付録 6	- 5 -
5.1.2	追加フォルダ	- 5 -
6.	XML インスタンス作成に関する事項 参照箇所：eCTD 通知 付録 2、6、8	- 6 -
6.1	eCTD インスタンス作成に関する留意事項	- 6 -
6.1.1	Node Extension 参照箇所：eCTD 通知 付録 6	- 6 -
6.2	キャラクターエンコード 参照箇所：eCTD 通知 付録 2	- 6 -
6.3	第 1 部のインスタンス改訂に関する留意事項 参照箇所：eCTD 通知 付録 6	- 7 -

7.	提出に関する事項	- 7 -
7.1	受け渡し（提出先、受領確認）	- 7 -
7.1.1	提出先	- 7 -
7.1.2	受領確認	- 7 -
7.2	提出媒体	- 7 -
8.	ライフサイクル管理 参照箇所：eCTD 通知 付録 6	- 8 -
8.1	概要説明	- 8 -
8.2	改訂時の対処方法	- 8 -
8.3	オペレーション属性	- 8 -
9.	セキュリティ	- 10 -
9.1	チェックサム	- 10 -
9.2	暗号化	- 10 -
10.	その他	- 10 -
11.	審査環境	- 11 -

1. 目的

本作成要領は医薬品の承認申請に係る情報を申請者側から審査当局へ電子的に提出する方法として、ICHで合意されたeCTD通知に記載されている内容を補完する目的として定めた。

2. 全般的な事項

2.1 eCTDとする場合の要件

eCTDで申請する場合はすべての提出書類を電子的に提出しなければならない。ただし、電子署名による受付が可能とされるまでの間、署名又は記名・捺印等のページは当該ページをスキャニングし、電子媒体に保存してeCTDに添付すること。その際、当該頁を間違いなくスキャニングしたことを示す陳述書を書面ならびに電子的に提出すること。ゲートウェイシステムを介してeCTDを提出する場合は、陳述書の書面を申請時に提出する必要はないが、医薬品医療機器総合機構の求めに応じて提出できるよう準備しておくこと。陳述書の電子ファイルは第1部3項に含めること。

2.2 eCTDに含めるべき構成要素

参照箇所：eCTD通知 付録2

eCTDとして提出する際は以下の構成要素を含むこととする。

- 1) フォルダ構造
- 2) eCTDインスタンス及びeCTD DTD
- 3) リーフファイル
- 4) CTD第1部のインスタンス、XMLスキーマ及びリーフファイル
- 5) スタイルシート（第1部のスタイルシートを含む）

電子データは承認申請書に添付すべき資料の一部ではあるが、当面の間、eCTDとは別に提出することとし、eCTDバックボーン及びeCTDフォルダ構造に電子データに係る情報又はファイルを含めないこと。eCTDと分けて電子データを提出する方法は、「承認申請時の電子データ提出等に関する技術的ガイドについて」（平成27年4月27日付け薬機次発第0427001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構次世代審査等推進室長通知）（以下、「技術的ガイド」という。）等を参照すること。なお、第1部「添付資料一覧」に電子データの提出有無を記載すること。このとき、提出する全てのデータセットを一覧上に列記する必要はなく、各試験に関連する電子データの有無が判別できればよい。

2.2.1 スタイルシート

スタイルシートはICH-M2が提供する標準スタイルシート、審査当局が提供する第一部用標準スタイルシート又は申請者が作成したスタイルシートを含めること。ただし、申請者が作成するスタイルシートは標準スタイルシートと同様に動作することを申請者側で動作確認を行い提出すること。

2.2.2 プラグインソフト

閲覧時に必要となるプラグインソフトの使用は原則として認めない。作成用に使用するプラグインソフトはこの限りではない。

2.2.3 動作確認

申請者は eCTD として申請する場合、審査当局が公表する審査の標準環境を考慮し、eCTD 通知で要求する機能（表示、リンク等）が動作することを保証しなければならない。動作を確認した環境は eCTD 用カバーレター（様式 1）内に記載し、審査当局側に連絡すること。

審査当局において、公表する審査の標準環境で上記動作が確認できない場合、あるいは不当な表示が認められた場合は申請者に差換えを求めることとし、その間のタイムクロックを申請者側とする。申請者は eCTD 資料に表示上の問題が生じ、電子的に提出ができない場合は、事前に審査当局に相談し、紙への切り替え、取扱い、対応手順等を定め適宜対応すること。

なお、提出前に動作を確認する方法については、審査当局のホームページに掲載された情報を確認の上で適宜実施すること。

3. 地域固有の情報について

参考箇所：eCTD 通知 付録 5

3.1 第 1 部の構成

第 1 部の構成は CTD 通知に記載する通りであるが、eCTD として申請する場合に別途 eCTD 用カバーレター（様式 1）も盛り込むこと。

なお、電子的な作成方法については電子化コモン・テクニカル・ドキュメント申請書等行政情報及び添付文書に関する情報（別紙 2）を参照すること。

3.2 eCTD 用カバーレター

eCTD 用カバーレター（様式 1）は、eCTD 申請のための様式であり、申請資料の提出ごとに必要なものである。そのため、eCTD 用カバーレターは eCTD 資料の一部として PDF ファイルで含めるとともに、紙としても提出すること。ゲートウェイシステムを介して eCTD を提出する場合は、申請時に紙のカバーレターを提出する必要はないが、医薬品医療機器総合機構の求めに応じて提出できるよう準備しておくこと。

eCTD 用カバーレターファイルの保存場所は m1/jp フォルダ下とする。

なお、申請者が複数の場合は、カバーレターを申請者ごとに作成しても良い。

4. リーフファイルの作成に関する事項

4.1 ファイルサイズ

eCTD では PDF 形式に限り、eCTD 通知付録 7 でファイルサイズの上限を定めている。ファイルサイズが大きすぎると、画面への表示速度に影響を与える。PDF ファイル以外のファイルで極端にサイズが大きくなるような場合は、審査当局に相談すること。

4.2 フォント

参照箇所：eCTD 通知 付録 7

4.2.1 推奨日本語フォント

推奨日本語フォントは Unicode 対応の MS ゴシック、MS 明朝又は中ゴシック、細明朝とする。ただし、英語のフォントは eCTD 通知に従い作成すること。

eCTD 通知では日本語環境におけるサブセット埋め込みの記載があるが、通知内に記載の通り、フォントセットの埋め込みはファイルサイズが膨大になるため、日本語における推奨日本語フォントを上記の通り定め、フォントセットの埋め込みを極力避けることとする。ただし、これは推奨日本語フォントセット以外の使用を妨げるものではない。推奨日本語フォントセットのみを用いる文書であれば、フォント埋め込みを用いる必要がない。日本語で推奨日本語フォント以外のフォントを使用する際は、使用した文字だけを埋め込むサブセット埋め込みを用いること。

4.2.2 本文のフォントサイズ

日本語文書に使用する本文のフォントサイズは原則として 10.5pt とする。ただし、図表等で使用するフォントのサイズは判読可能なサイズ（例えば 8pt 以上）を使用すること。

4.2.3 フォントの色

フォントの色は原則黒色を用いること。黒色以外のフォント色を使用する場合は eCTD 通知の通り、グレースケール（白黒階調）プリンタで適切に印刷されない明るい色を避けること。フォントには不必要的文字装飾を施さないこと。

ハイパーテキスト・リンクの指定は eCTD 通知の記載に基づくが、青色のフォントを使用することが望ましい。

4.3 ブックマーク（しおり）

ブックマークは原則として第 4 階層までを表示すること。ただし、第 5 階層以下についても、審査上有益と判断される場合は、ブックマークを設定しても差し支えない。ブックマーク作成時には以下の事項を考慮すること。

- PDF ファイルのブックマークは、同一ファイル内の CTD 項目及び目次に相当するものを設定する。

- モジュール全体の目次など、他ファイルにまたがるブックマークは設定する必要がない。ただし、ファイルサイズの制限により同一文書（M4 Granularity Annex 参照）を複数の物理ファイルで構成する場合には、同一文書全体のブックマークを設定するか、複数のファイルで構成されていることが認識できるようにすること。
- PDF ファイルの過剰なブックマークは、見づらいため第 2 階層以下は閉じた状態にするなど、読みやすさを考慮すること。

4.4 ハイパーテキストリンク

同一文書内（同一 PDF ファイル）及び異なる文書間（異なる PDF ファイル）のハイパーテキストリンクは、審査の効率化のために適切に設定すべきものである。第 2 部から第 3 部～第 5 部へのハイパーテキストリンクは可能な限り設定することが必要であること。

4.5 スキャン文書の解像度

スキャンする文書の解像度は原則 eCTD 通知に基づくが、申請者は審査当局の読みやすさを考慮し、解像度を設定すること。

4.6 ファイルの種類

リーフファイルを PDF 形式及び Microsoft Office 形式以外のファイル形式で提出する必要が生じた場合は、事前に審査当局に相談すること。

4.7 日本固有のリーフファイルについて

4.7.1 症例一覧表

症例一覧表のファイル形式は PDF 形式とするが、審査を行う上で必要と判断された場合は、Microsoft Excel 形式等での提出を別途求めることがある。この場合、すでに提出した PDF ファイルと見た目などを完全に一致させる必要はないが、両形式のファイル間で内容の矛盾が生じないこと。

4.7.2 添付資料一覧

添付資料一覧は、PDF 形式及び Excel 形式で提出すること。Excel 形式での一覧表作成にあたっては、データのソート及び抽出が可能となるように、以下の項目を 1 行に収めること。

添付資料一覧表の項目：

1. 添付資料番号
2. タイトル
3. 著者
4. 試験実施期間
5. 試験実施場所

6. 報種類（国内、海外）
7. 掲載誌
8. 評価資料・参考資料の別
9. 申請電子データ提出有無

4.7.3 承認申請書（写）

承認申請書（写）は、FD申請ソフトから出力された情報をPDF形式で添付すること。

4.7.4 過去に作成された資料の取扱い

リーフファイルをPDF形式とする場合、eCTDの仕様に則った電子資料を作成すること。なお、第3部、第4部、第5部に添付する報告書等のうち、平成18年3月以前に紙媒体としてすでに作成された資料は、判読可能であれば、本作成要領に示した仕様以外のPDF（スキャニングにより作成したPDF等）であっても、eCTDに含めて差し支えない。原則として、それ以降に作成される資料に関しては、電子ファイルからPDFファイル（テキストPDF）を作成すること。

5. フォルダ作成に関する事項

5.1 基本フォルダ構造

参照箇所：eCTD通知 付録2、4、6

eCTD通知には「ディレクトリ」「フォルダ」等記載に揺らぎがあるが同義語である。本作成要領では「フォルダ」で記載を統一する。

基本フォルダ構造はeCTD通知付録4に基づき作成すること。標準的なフォルダ構成はICH-M2より「eCTDテンプレート」として提供されるので、参照されたい。

フォルダ名称は原則eCTD通知付録4に基づき命名するが、申請者が固有で作成すべき名称は以下のルールに基づき作成すること。

5.1.1 トップレベル・フォルダ名

参照箇所：eCTD通知 付録6

申請者は、審査当局からあらかじめ発行されるeCTD受付番号をトップレベル・フォルダ名とすること。なおeCTD受付番号は企業側の申請予定日5週間前より、番号取得のための申請を行い、eCTD受付番号発番の手続きを行うこと。この手続きに関しては別途連絡する。

5.1.2 追加フォルダ

症例一覧表、非臨床報告書並びに臨床総括報告書を提出する場合は以下の通りフォルダを作成し、対応すること。

5.1.2.1 症例一覧表フォルダ

CTD通知では以下の症例一覧表及び図を第5部の「5.3.7. 患者データ一覧表及び症例記録」に含めて提出することとなっている。

- 1) 用量設定の根拠となった主要な試験及び主要な有効性の検証試験の症例一覧表
- 2) 実施された全ての臨床試験において副作用が観察された症例の一覧表
- 3) 実施された全ての臨床試験において重篤な有害事象が観察された症例の一覧表
- 4) 実施された全ての臨床試験において臨床検査値異常変動が観察された症例の一覧表
- 5) 実施された全ての臨床試験において観察された臨床検査値の変動を適切に示した図

各種一覧表を格納するフォルダ名は、原則として以下のとおりとする。これらフォルダは「537-crf-ipl」フォルダ以下に作成する。

- 1) 5-3-7-patients-lists
- 2) 5-3-7-ae-lists
- 3) 5-3-7-sae-lists
- 4) 5-3-7-lab-lists
- 5) 5-3-7-lab-figs

5.1.2.2 非臨床試験並びに臨床総括報告書フォルダ

原則として第4部、第5部を構成する個々の報告書フォルダを作成する場合は一報告書ごとにフォルダを作成すること。フォルダ名は、原則、当該試験を一意に識別できる試験番号とすること。ゲートウェイシステムを介して電子データを提出する場合は、関連する電子データを格納する[study id /iss /ise]フォルダと同一の名称とすること。

5.1.2.3 第1部用フォルダ

参照箇所：別紙2

m1/jp フォルダ以下に必要に応じフォルダを作成することは差し支えない。

6. XML インスタンス作成に関する事項

参照箇所：eCTD 通知 付録2、6、8

6.1 eCTD インスタンス作成に関する留意事項

6.1.1 Node Extension

参照箇所：eCTD 通知 付録6

原則としてNode Extensionは使用しない。ただし、対応可能な手段が他にない場合は審査当局に事前に相談のうえ使用することで差し支えない。

6.2 キャラクターエンコード

参照箇所：eCTD 通知 付録2

キャラクターエンコード（文字コード）の統一は電子的に文書を提出するために必須である。必ず Unicode UTF-8 を使用すること。

6.3 第1部のインスタンス改訂に関する留意事項 参照箇所：eCTD 通知 付録6

eCTD 通知 付録6に『個々の提出において、地域行政 XML バックボーンファイルを参照するリーフ要素のオペレーション属性は常に「new」である。』との記載があるが、第1部の内容を変更する場合は「8.3 のオペレーション属性」と同様に取り扱うこととし、eCTD インスタンスから第1部のインスタンスを参照するリーフ要素のオペレーション属性は「replace」とすること。

7. 提出に関する事項

7.1 受け渡し（提出先、受領確認）

7.1.1 提出先

ゲートウェイシステムを介して eCTD 資料を提出する方法は、技術的ガイド等を参照すること。ゲートウェイシステムを使用せずに申請する場合は、eCTD 資料を医薬品医療機器総合機構に提出すること。

7.1.2 受領確認

ゲートウェイシステムを介して eCTD 資料が提出された場合、医薬品医療機器総合機構はウイルスチェック及びバリデーションの実行後、受理可否の判断結果をゲートウェイシステムを介して申請者に連絡する。ゲートウェイシステムを使用せずに提出された場合は、医薬品医療機器総合機構は提出資料を確認し、受理可能であると判断された場合は、eCTD 用カバーレターの出力用紙に受領印を押印する。

申請者は、ゲートウェイシステムを介した受理可能の連絡又は受領印をもって受領確認がなされたものとする。

7.2 提出媒体

ゲートウェイシステムを使用せずに提出する場合、提出電子媒体は、原則として CD-R/RW、DVD-RAM/R/RW 又は PCMCIA Type 2 カード（ハードディスク、メモリ等の記憶媒体）とする。また、1.4MB 未満の場合は FD による提出でも差し支えない。その他の媒体による提出を希望する場合には、提出先に事前に相談すること。

提出する電子媒体には、識別するための以下の内容を記載したラベルを貼付するか、又は直接記載する。なお、複数の申請を一つの eCTD で対応する場合は、代表する申請情報で良い。

1. eCTD 受付番号
2. 申請区分
3. 申請日
4. 資料提出日

5. 販売名
6. 申請者名
7. 提出電子媒体が複数となった場合、媒体の順序が識別できる番号（当該枚数目／総枚数）
8. 提出連続番号
9. 備考

8. ライフサイクル管理

参照箇所：eCTD 通知 付録 6

8.1 概要説明

日本における eCTD のライフサイクル管理とは、個々の申請において、申請資料の追加・変更等の管理を行うこととし、一製品における新規申請、一部変更申請等を一括して管理するものではないものとする。

つまり、個々の申請においては、eCTD 受付番号配下の提出連続番号（0000、0001...）に従ったフォルダ（m1、m2、m3、m4、m5、util）に申請資料が格納される。申請資料を構成するファイルについて、追加、変更、削除が行われた際に、申請資料としてどのファイルが有効であるかをファイル単位でその属性情報により管理することがライフサイクル管理の目的である。

8.2 改訂時の対処方法

第 1 部から第 5 部の改訂は、追加資料の提出等により適宜行うものとするが、提出する場合は、あらかじめ医薬品医療機器総合機構と相談の上、改訂を行うこと。

改訂版を提出する際の提出連続番号は「0001」又はそれ以降の修正「0002」・・・とし、追加、変更等が行われたファイルのみ該当するフォルダに格納する。また、eCTD インスタンスは、追加、変更等が行われなかったリーフファイルに関する記述も含め、その時点における申請資料全体を記述するものとする。

ファイルの変更に対するオペレーション属性は eCTD 通知 付録 6：オペレーション属性及び本作成要領 8.3 項 オペレーション属性を参照すること。

なお、審査の過程でファイル変更に伴う改訂版提出時にそのファイルが他のファイルからリンク先として設定されている場合は、正しいリンク表示ができなくなる可能性がある。この場合は、変更の影響が及ぶ全てのファイルについてその改訂版を提出すること。

8.3 オペレーション属性

初回申請とその後の修正や変更は同じ eCTD 受付番号フォルダを使用する。初回申請及び以後の修正・追加・変更に関しては、提出連続番号のサブフォルダ（0000、0001、...）を作成し、それぞれの中に index.xml、index-md5.txt、変更されたリーフファイル、及び変更されたリーフファイルの引用元ファイルを格納する。

以下に eCTD XML インスタンス中に記述される、リーフファイルのオペレーション属性等に関して、eCTD 通知を補足する。

new :

初回申請時あるいは申請後、新規に提出するファイルで、既に提出したファイルと関連付ける必要のない場合に用いる属性値である。modified-file 属性及び属性値は eCTD XML インスタンスに記載しない。

append :

初回申請時（0000）、初回申請に対する修正（0001）又はそれ以降の修正（0002～）のファイルに対して、新たに情報を追加する際に用いる属性値である。修正前のファイルとともに参照・検討してもらうことを意図する。modified-file 属性値として、当該提出連続番号に保存された index.xml から、前回提出していたファイルのリーフ ID を記述する。

replace :

初回申請時（0000）、初回申請に対する修正（0001）又はそれ以降の修正（0002～）のファイルを置き換える際に用いる属性値である。修正前のファイルはそのまま残すが、以降の審査には使用されない。modified-file 属性値として、当該提出連続番号に保存された index.xml から、前回提出していたファイルのリーフ ID を記述する。

delete :

ファイルに対する参照が不要になった際に用いる属性値である。参照不要になったファイルは実際に削除されることはないが、以降の審査には使用されない。modified-file 属性値として、当該提出連続番号に保存された index.xml から、前回提出していたファイルのリーフ ID を記述する。delete 属性値を使用する際、eCTD XML インスタンスには xlink:href 属性及び属性値を記載しない。

(例)

初回申請（0000）における index.xml 記載例（0000/index.xml）

```
<leaf ID="a1234567" checksum="?????" checksum-type="MD5" operation="new"
      xlink:href="m2/25-clin-over/clinical-overview.pdf">
    <title>○○○○○○○○</title>
</leaf>
```

1回目の修正で初回申請（0000）のファイル（リーフ ID:a1234567）を置き換える際の index.xml の記載例（0001/index.xml）

```
<leaf ID="a2345678" checksum="?????" checksum-type="MD5" operation="replace"
      xlink:href="m2/25-clin-over/clinical-overview.pdf"
      modified-file="../0000/index.xml#a1234567">
```

```
<title>○○○○○○○○</title>  
</leaf>
```

2回目の修正で1回目変更（0001）のファイル(リーフ ID:a2345678)が参照不要になつた際の index.xml 記載例（0002/index.xml）

```
<leaf ID="a3456789" checksum="" checksum-type="MD5" operation="delete"  
modified-file = "../0001/index.xml#a2345678">  
<title>○○○○○○○○</title>  
</leaf>
```

原則として資料差し替え時はオペレーション属性値に replace 属性値、補足追加資料提出の場合はオペレーション属性値に append 属性値を使用する。不明確な場合は、事前に審査当局に相談されたい。

9. セキュリティ

9.1 チェックサム

チェックサムは、MD5 アルゴリズムを用いる。各リーフファイルのチェックサムは、eCTD XML インスタンス（index.xml）中に該当リーフ要素の checksum-type 属性（アルゴリズム）、checksum 属性（チェックサム）の属性値として記述する。

（例）

```
checksum-type = "md5"  
checksum = "ccd13cc43f41a6a3711fba042634b7c4"
```

eCTD XML インスタンスについては、チェックサムをテキストファイルに記述し、ファイル名を index-md5.txt として index.xml と同じフォルダに格納する。また、このチェックサム値を eCTD 用カバーレターに記載する。

9.2 暗号化

当分の間 eCTD において暗号化は行わない。

10. その他

海外での承認申請資料などにおいて日本では要求していないデータ（例えばデータセット、個別患者のケースカード等）が含まれていても、削除を求めるものではない。ただし、米国で用いられている Study Tagging File (STF) は削除すること。

11. 審査環境

医薬品医療機器総合機構は、申請者側での動作確認を行うための情報として、使用機種（CPU、メモリ）、使用OS、アプリケーションソフト名及びバージョン番号等のシステム環境を公表する。